

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 5 月24日
【会社名】	株式会社ワンダーコーポレーション
【英訳名】	WonderCorporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 内藤 雅義
【本店の所在の場所】	茨城県つくば市西大橋599番地 1
【電話番号】	029(853)1313 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営戦略・管理本部副本部長 宮谷 穰士
【最寄りの連絡場所】	茨城県つくば市西大橋599番地 1
【電話番号】	029(853)1313 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営戦略・管理本部副本部長 宮谷 穰士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成30年5月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年5月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、新たな機関設計として、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、経営の健全性と透明性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行したく、関連する定款の一部を変更するものであります。
2. 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日としておりますが、当社親会社であるRIZAPグループ株式会社と事業年度を一致させることにより、連結決算ならびに業績開示等をより適切に行うことを目的とし、これを毎年4月1日から翌年3月31日までといたします。これに伴い、関連する定款の一部を変更するものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

3. 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

内藤雅義 高田修、宮本正明、阿曽雅道、大坪真治、松田大作、池内清和の7氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

塚田英雄、大塚一暁（社外取締役）、小島茂（社外取締役）の3氏を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額150百万円以内と定める。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内と定める。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任される為、太陽有限責任監査法人を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	58,285	71	0	(注) 2	可決 99.9
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役 を除く。)7名選任の件					
内藤雅義	58,247	109	0	(注) 3	可決 99.8
高田修	58,234	122	0		可決 99.8
宮本正明	58,247	109	0		可決 99.8
阿曽雅道	58,258	98	0		可決 99.8
大坪真治	58,233	123	0		可決 99.8
松田大作	58,248	108	0		可決 99.8
池内清和	58,251	105	0		可決 99.8
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任 の件					
塚田英雄	58,258	98	0	(注) 3	可決 99.8
大塚一暁	58,247	109	0		可決 99.8
小島茂	58,208	148	0		可決 99.7
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役 を除く。)の報酬額設定の件	58,222	134	0	(注) 1	可決 99.8
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額 設定の件	58,233	123	0	(注) 1	可決 99.8
第6号議案 会計監査人選任の件	58,274	82	0	(注) 1	可決 99.9

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。